

## 生駒市条例第15号

生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

生駒市長 山下 真

### 生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を削り、同条第2項中「法」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」に、「水道局」を「上下水道部」に改め、同項を同条とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（生駒市自治基本条例の一部改正）

2 生駒市自治基本条例（平成21年6月生駒市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者」に改める。

（生駒市政治倫理条例の一部改正）

3 生駒市政治倫理条例（平成20年6月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育長」を「、教育長及び水道事業管理者」に改める。

（生駒市情報公開条例の一部改正）

4 生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）の一部を次のよ

うに改正する。

第2条第1号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、水道事業管理者」を加える。

(生駒市パブリックコメント手続条例の一部改正)

5 生駒市パブリックコメント手続条例（平成19年12月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、水道事業管理者」を加える。

(生駒市水道事業給水条例の一部改正)

6 生駒市水道事業給水条例（昭和35年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「市の水道局の職員」を「市職員」に改める。